

前橋市立[REDACTED]中学校における重大事態の調査報告書

令和8年2月

前橋市立[REDACTED]中学校いじめ対策委員会

目次

第1	調査の目的	1
第2	重大事態の概要	1
第3	重大事態調査の調査主体、調査員の構成、調査開始日、 調査終了日、調査の対象	2
第4	調査結果	3
第5	学校や学校の設置者等における重大事態の対応	6
第6	被害児童生徒保護者や関係生徒保護者への調査に関する説明状況	10
第7	再発防止	10

第1 調査の目的

本調査の目的は、同種事案の再発防止を行うことであり、民事上及び刑事上の法的責任の追及やその他の紛争等の対応を目的とするものではない。

第2 重大事態の概要

認知日 令和6年5月27日

関係生徒	前橋市立		中学校	2年	組		【当時】(以下、「生徒A」)
	前橋市立		中学校	2年	組		【当時】(以下、「生徒B」)
	前橋市立		中学校	2年	組		【当時】(以下、「生徒C」)
	前橋市立		中学校	2年	組		【当時】(以下、「生徒D」)
	前橋市立		中学校	2年	組		【当時】(以下、「生徒E」)
	前橋市立		中学校	2年	組		【当時】(以下、「生徒F」)

本事案は、生徒A保護者から令和6年5月27日(月)に生徒B及び生徒Cに蹴られたり、殴られたりする暴力や、暴言を言われたため、いじめの解消と再発防止、いじめ加害者への指導を求めるという趣旨の訴えがあったものである。その後、令和6年8月21日に生徒A保護者が生徒Aの荷物を整理していた際に、生徒Aの筆箱から令和5年度のクラスメイトから受けた嫌がらせのメモが見つかった。生徒A保護者からメモには、「7/6 生徒D、生徒Eに(どっちか)叩かれた 生徒Cに頭デコピンされた」「7/5 カッターを生徒Fにつきつけられおいかけられた」「7/10 生徒Cと生徒Bにたたかれた」と書かれていたという訴えがあった。生徒Aは、令和6年5月27日以降欠席が増加した。生徒Aは、令和6年6月19日に医療機関を受診し、適応障害、摂食障害、低体重の診断により、令和6年9月27日まで入院をした。退院後、登校を再開したが、令和6年12月16日以降欠席が続いている。

本事案については、前橋市立 中学校(以下、「本校」という。)として、令和6年5月27日(月)に前橋市教育委員会事務局へ報告するとともに、その後の対応について指導助言を仰ぎながら生徒Aの支援及び、生徒B・生徒Cへの指導にあたってきた。

令和6年7月3日(水)に、生徒A保護者から30日以上欠席が続いたため、いじめ重大事態として取り上げてほしいとの電子メールが本校および前橋市教育委員会事務局に届いた。本校及び前橋市教育委員会事務局は、いじめ重大事態の疑いがある案件として、本校の対応や関係機関との連携の記録等について整理するとともに、生徒Aが学校に登校できるよう個別サポートチーム会議に参加するなどして、共通理解のもと支援を行った。

令和7年7月15日(火)に、生徒A保護者及び、代理人弁護士と前橋市教育委員会事務局で面談を行い、改めていじめ重大事態として対応してほしいとの要望を受けた。

令和7年7月30日（水）に、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条に基づく重大事態として前橋市教育委員会吉川真由美教育長へ発生報告を行った。

令和7年7月31日（木）に酒井暁彦指導担当次長から前橋市小川晶市長に対して、法第28条に基づく重大事態の発生報告が行われた。

第3 重大事態調査の調査主体、調査員の構成、調査開始日、調査終了日、調査の対象

（1）重大事態調査の調査主体

本事案の重大事態調査の調査主体は前橋市立[]中学校であり、調査員は以下の通りである。

（2）調査員の構成

	職名・役職	調査員名
①	校長	[]
②	令和6年度教頭	[]
③	令和7年度教頭	[]
④	教諭・令和6年度2学年主任	[]
⑤	教諭・令和6年度2－[]担任	[]
⑥	教諭・令和6年度2－[]担任	[]
⑦	教諭・令和6年度2－[]担任	[]
⑧	弁護士・前橋市学校問題対策専門委員	反町 大

（3）調査開始日 令和6年5月27日

（4）調査終了日 令和8年1月22日

（5）調査の対象

- ① 生徒Cが部活動中に頭突きや羽交い絞めにしたこと。
- ② 生徒Bが「死ね」「殺す」「黙れ」「人権がないのでしゃべるな、飛び降りて死ね」「登校したら殺す」等と言ったこと。
- ③ 生徒Bが英語のファイルに「しね」「ファック」「死ね」「Shine」と書いたこと
- ④ 生徒Bが1年次に見童生徒用タブレットのチャットサイトに「しね」という暴言を129件投稿したこと。
- ⑤ 生徒Bが肩を叩いたり、授業中に足を踏んだりしたこと。
- ⑥ 生徒Bがゲームチャットに令和6年5月25日（土）に「月曜日来たら、殺す」と投稿したこと。

- ⑦ 令和5年7月5日(水)に、生徒Fにカッターを突き付けられ、追いかけられたこと。
- ⑧ 令和5年7月6日(木)に、生徒Dまたは生徒Eに叩かれ、生徒Cに頭を指で弾かれたこと。
- ⑨ 令和5年7月10日(月)に、生徒Cと生徒Bに叩かれたこと。

第4 調査結果

- (1) 前記第3(5)①「生徒Cが部活動中に頭突きや羽交い絞めにしたこと」について

この件について、令和6年5月27日(月)に令和6年度2- 担任と令和6年度2- 担任が、生徒Cから聞き取りを行った。生徒Cは、部の活動時に頭突きをしたこと、羽交い絞めを数回やったことがあることを認めた。令和6年度2- 担任は、生徒Cに相手の気持ちを考えて行動するように指導した。

よって本件は、生徒Cが生徒Aに頭突きや羽交い絞めの行為を行っていることから、法の定義に則り「いじめ」に該当すると判断できる。

- (2) 前記第3(5)②「生徒Bが「死ね」「殺す」「黙れ」「人権がないのでしゃべるな、飛び降りて死ね」「登校したら殺す」と言ったこと」について

この件について、令和6年5月27日(月)に令和6年度2- 担任と令和6年度2学年主任が、5月28日(火)、29日(水)、30日(木)、6月28日(金)、7月1日(月)に令和6年度2- 担任が、生徒Bから聞き取りを行った。当初から、「死ね」との発言については認めていた。繰り返し聞き取りをすると、「殺す」や「登校したら殺す」、「黙れ」との発言についても認めた。しかし、「しゃべれないってことは、人権がない」との発言はあったと認めたが、「飛び降りて死ね」については、発言していないとの主張であった。令和6年度2- 担任は、暴言により相手を傷つけてしまったらどのようにすべきかと聞いたり、自分の言ったことややったことを認められないうちは反省したことにはならず、信用されないことを伝えたりして反省を促すとともに、日常的に使っている「死ね」などの暴言を言ったり書いたりしてはいけないことを指導した。

よって本件は、生徒Bは「飛び降りて死ね」については、発言していないとの主張であるが、それ以外は生徒Aへの発言を認めていることから、法の定義に則り「いじめ」に該当すると判断できる。

- (3) 前記第3(5)③「生徒Bが英語のファイルに「しね」「ファック」「死ね」「Shine」と書いたこと」について

この件について、令和6年5月28日(火)、29日(水)に令和6年度2- 担任

任が、生徒Bから聞き取りを行った。生徒Bは、当初、筆談のような形でのやりとりであったと主張していたが、その後、ファイルへの「しね」「ファック」「死ね」「Shine」と書いたことを認めた。

よって本件は、生徒Bが生徒Aの英語のファイルに「しね」「ファック」「死ね」「Shine」と書いていることから、法の定義に則り「いじめ」に該当すると判断できる。

- (4) 前記第3(5)④「生徒Bが1年次に児童生徒用タブレットのチャットサイトに「しね」という暴言を129件投稿したこと」について

この件について、令和6年5月27日(月)に令和6年度2- 担任と令和6年度2学年主任が聞き取りを行い、生徒Bは、チャットサイトへの暴言の書き込みを認めた。

よって本件は、生徒Bが生徒Aに対して児童生徒用タブレットのチャットサイトに「しね」と投稿していることから、法の定義に則り「いじめ」に該当すると判断できる。

- (5) 前記第3(5)⑤「生徒Bが肩を叩いたり、授業中に足を踏んだりしたこと」について

この件について、令和6年5月27日(月)に令和6年度2- 担任と令和6年度2学年主任が、5月29日(水)に令和6年度2- 担任が、生徒Bから聞き取りを行い、肩を叩いたり、授業中に足を踏みあたりしたことを認めた。

よって本件は、生徒Bが生徒Aに対して肩を叩いていることが認められた。授業中に足を踏んだことについては、生徒Bは授業中に足を踏みあつたと話しているが、生徒Aが嫌な思いをしていることから、法の定義に則り「いじめ」に該当すると判断できる。

- (6) 前記第3(5)⑥「生徒Bがゲームチャットに令和6年5月25日(土)に『月曜日来たら、殺す』と投稿したこと」について

この件について、令和6年5月30日(木)に令和6年度2- 担任が、生徒Bから聞き取りを行い、令和6年5月25日(土)にゲームチャットに「月曜日来たら、殺す」と投稿したことを認めた。

よって本件は、生徒Bが生徒Aに対してゲームチャットに「月曜日来たら、殺す」と投稿していることから、法の定義に則り「いじめ」に該当すると判断できる。

- (7) 前記第3(5)⑦「令和5年7月5日(水)に、生徒Fにカッターを突き付けられ、追いかけられたこと」について

この件について、令和6年8月22日（木）に令和6年度2－■■担任と令和6年度2－■■担任が、生徒Fから聞き取りを行った。生徒Fは、カッターをもって追い掛け回した記憶はなく、学校にカッターを持ってきた記憶もないと話した。同日、令和6年度教頭、令和6年度2－■■担任、令和6年度2－■■担任が令和5年7月に行っていたいじめアンケート（令和5年7月19日（水）実施）を見直したが、生徒A本人のアンケートにいじめに関する記述はなく、他の生徒のアンケートにもクラスの中で生徒Aに関わるいじめに関する記載はなかった。

本件は、生徒Fが生徒Aに対してカッターを突き付けて追いかけたことについて確認することはできなかった。

（8）前記第3（5）⑧「令和5年7月6日（木）に、生徒Dまたは生徒Eに叩かれ、生徒Cに頭を指で弾かれたこと」について

この件について、令和6年8月22日（木）に令和6年度2－■■担任と令和6年度2－■■担任が、生徒Eから聞き取りを行った。生徒Eは、生徒Aのことを叩いた記憶はないと話した。令和6年度2－■■担任が、生徒Aが1年次にいじめられているような様子があったかについて確認したが、生徒Eは、見たことがないと答えた。

同日、令和6年度2－■■担任と令和6年度2－■■担任が、生徒Dから聞き取りを行った。生徒Dは生徒Aのことを叩いた記憶はないと話した。令和6年度2－■■担任が、生徒Aが1年次にいじめられているような様子があったかについて聞いたが、生徒Dは、見たことがないと答えた。

同日、令和6年度2学年主任と令和6年度2－■■担任が、生徒Cから聞き取りを行った。生徒Cは、頭を指で弾いたことについて、記憶になく、意地悪でそのようなことをすることはないと話した。

よって本件は、生徒Dまたは生徒Eが生徒Aを叩いたことについて確認することはできなかった。また、生徒Cが生徒Aの頭を指で弾いたことについて確認することはできなかったが、日ごろのやり取りや関わり合いの中で生徒Aが嫌な思いをしていると保護者から申し出があったため、法の定義の「いじめ」に該当する可能性は否定できない。

（9）前記第3（5）⑨「令和5年7月10日（月）に、生徒Cと生徒Bに叩かれたこと」について

この件について、令和6年8月22日（木）に令和6年度2学年主任と令和6年度2－■■担任が、生徒Cから聞き取りを行った。生徒Cは、叩いたことについて分らないが、ふざけあったことはあったと話した。

同日、令和6年度2学年主任と令和6年度2－■■担任が、生徒Bから聞き取りを行った。生徒Bは、叩いたことは覚えていないが、スキンシップのような形で叩いたか

もしれないと話した。令和6年度2学年主任と令和6年度2-■担任が、生徒Aが1年次にクラスメイトからいじめられているような様子があったかについて聞いたが、生徒Bはないと答えた。

よって本件は、生徒Cと生徒Bが生徒Aを令和5年7月10日に叩いたことについて確認することはできなかった。日ごろの関わりやふざけあいの中で生徒Aが嫌な思いをしていると保護者から申し出があったため、法の定義の「いじめ」に該当する可能性は否定できない。

第5 学校や学校の設置者等における重大事態の対応

(1) 令和6年5月27日(月)

生徒A保護者より被害の訴え(前記第3(5)①②③④⑤⑥の内容)があり、令和6年度2-■担任と令和6年度2学年主任が来校した生徒Aとその両親から詳しい内容を聞き取った。

生徒A保護者は前橋警察署に相談した。

学校は令和6年度2-■担任と令和6年度2学年主任が生徒Bへの聞き取りを実施した。令和6年度2-■担任と令和6年度2-■担任が生徒Cへの聞き取りを実施した。

校長が、前橋警察署員から電話連絡を受け、情報交換を行った。

令和6年度2-■担任が、生徒A父に生徒Bと生徒Cから聞き取った内容を説明した。生徒A父は、再発防止のために、生徒B保護者及び生徒C保護者との面談を希望した。

校長が前橋市教育委員会事務局教育支援課青少年支援センターと情報共有し、対応について確認した。

(2) 令和6年5月30日(木)

校長と令和6年度2-■担任が、生徒A母が持参した、英語ファイルの写真(前記第3(5)③)、児童生徒用タブレットのチャットのスクリーンショット(前記第3(5)④)、ゲームチャットのスクリーンショット(前記第3(5)⑥)を受け取った。

(3) 令和6年6月3日(月)

校長、令和6年度2-■担任、令和6年度2-■担任が立ち会い、生徒Aとその両親、生徒Cとその保護者の面談を実施し、生徒Cが謝罪するとともに、生徒C母が家庭での指導の様子について伝えた。学校は、再発防止のため、人間関係やクラスの様子を注視するとともに、共感的な人間関係が醸成できるよう指導していくことを伝

えた。

(4) 令和6年6月4日(火)

校長、令和6年度2- 担任が立ち会い、生徒A両親と生徒B両親が面談した。生徒Aが生徒Bとの対面に不安を訴えたため、保護者同士の面談となった。生徒B本人へは、令和6年度2学年主任と令和6年度2- 担任が別室で話を聞き、説諭した。生徒B保護者から生徒A保護者に謝罪するとともに、家庭での指導の様子と今後、暴言や暴力をしないことを生徒B保護者が生徒Bに約束させたことを伝えた。学校は、生徒Aが一日でも早く登校できるように環境を整えていくことと、再発防止のため、人間関係やクラスの様子を注視していくことを伝えた。

(5) 令和6年5月16日(木)、令和6年6月6日(木)、6月27日(木)

スクールカウンセラーとの面談

令和6年5月16日(木)

生徒A両親がスクールカウンセラーと面談し、生徒Aの食事量が減っていること、学校を含めかなり無理をしているように見えることについて相談した。生徒A両親は、生徒Aの様子をまとめた用紙を持参した。用紙には、4月初旬、朝ごはんを食べなくなる。等の記載があった。

令和6年6月6日(木)

生徒Aと生徒A両親がスクールカウンセラーと面談し、生徒Aの状況とメンタル面の対応について相談した。生徒Aは、「学校が怖い。」「他の生徒と会うのが怖い。」と繰り返し話した。

令和6年6月27日(木)

生徒A両親がスクールカウンセラーと面談し、生徒Aの状況と保護者として納得のいかないことについて相談した。

面談後、生徒A両親は生徒Aの主な経過を記載した用紙を持参し校長が受け取った。3月25日頃、朝ごはんを食べなくなる。等の記載があった。

(6) 令和6年6月19日(水)

病院を受診したところ、生徒Aの体重の数値が芳しくなく、様々な検査が必要であることから 病院に検査入院した。

(7) 令和6年7月5日(金)

前橋市教育委員会事務局教育支援課青少年支援センター所長と指導主事が来校し、これまでの経過や対応について改めて共有した。

(8) 令和6年7月11日(木)

生徒Aが[]病院に転院した。その際、生徒Aは環境が変わること
に不安を感じ暴れたため、拘束されて転院したが、その後は落ち着いて、ベルト程
度の拘束となった。同年7月19日付で、本校から[]学校へ転
出した。また、入院中に生徒Aの心理検査を行った。

(9) 令和6年8月9日(金)・9月13日(金)・9月26日(木)

[]病院で、個別サポートチーム会議を実施した。生徒Aは、「本
校に戻りたい。そして授業を受けたい。部活にも参加したい。」「生徒Bが怖いから同
じ教室には入りたくない。距離をとりたい。」と発言した。生徒Aが登校できるよ
うにするための対応について協議した。

参加者

8月 9日：医師、看護師長、ケースワーカー、令和6年度教頭、令和6年度2－[]
担任、前橋市教育委員会事務局教育支援課青少年支援センター所長、指
導主事

9月13日：医師、副看護師長、ケースワーカー、校長、令和6年度2－[]担任、[]
[]学校教諭3名、前橋市教育委員会事務局教育支援課青少年
支援センター所長、指導主事、生徒A本人とその保護者

9月26日：医師、看護師長、ケースワーカー、校長、令和6年度2－[]担任、[]
[]学校教諭4名、前橋市教育委員会事務局教育支援課青少年支
援センター所長、指導主事、生徒A本人とその保護者

(10) 令和6年8月22日(木)

生徒A両親が来校し、生徒Aが1年次のクラスメイトから受けた嫌がらせのメモ
(前記第3(5)⑦⑧⑨の内容)を持参し、メモ書きにあった関係生徒から事実確認
をすること、メモ書きの内容のようなことが日常的にあったかどうかの確認をする
こと、聞き取った内容を関係生徒の保護者に伝えてほしいとの要望を受けた。学校は、
メモ書きにあった関係生徒の保護者それぞれに聞き取った内容を伝えた。

同日、令和5年7月に行ったいじめアンケート(令和5年7月19日(水)実施)
を見直したが、生徒A本人のアンケートにいじめに関する記述はなく、他の生徒のア
ンケートにもクラスの中で生徒Aに関わるいじめに関する記載はなかった。

令和5年9月に行ったいじめアンケートを見直したところ、生徒A本人のアンケ
ートに、体育の時間を中心に繰り返し押されたり、突かれたりして、嫌だと伝えても
やめてもらえないとの記載があった。この件については、令和5年9月に当時の学年
主任(令和6年度2学年主任)と担任(令和6年度2－[]担任)が体育の時間等に押
したり突いたりした生徒に指導し、その後生徒A保護者に連絡し、見守りを経て解消
している。

(11) 令和6年8月30日(金)

生徒A保護者が来校し、[]病院の診断書(適応障害、摂食障害、低体重)を持参した。

(12) 令和6年9月27日(金)

生徒Aが[]病院を退院した。同年9月28日付で、[]学校から本校に転入した。同年10月3日(木)から放課後登校を開始し、部活動へ参加した。

(13) 令和6年12月12日(木)

生徒A保護者が前橋警察署に被害届の提出について相談した。

(14) 令和6年12月15日(日)

生徒Aは、[]に参加し、終了後同じクラスの友達と遊びに行った。その日以降、部活動への参加ができず、3学期も欠席が続いた。

(15) 令和7年3月10日(月)

生徒Aとその保護者が前橋警察署に被害届を提出した。前橋警察署生活安全課職員から校長が連絡を受け、被害届の受理と生徒Bに連絡し指導する予定であると聞いた。

(16) 令和7年3月27日(木)

生徒Aが自転車で来校し、通知表や荷物を取りに来た。校長、令和6年度2-[]担任が対応した。

(17) 令和7年4月9日(水)

学校は生徒Aが登校しやすい環境を整えるために、クラス編成について配慮し、教室配置を工夫するなどした。

令和6年度2-[]担任が教科書等を届けるために家庭訪問し、生徒A母と話した。

(18) 令和7年5月19日(月)

前橋市議会議員を通して、生徒A保護者からいじめ重大事態としての対応してほしいとの依頼があり、前橋市教育委員会事務局教育支援課青少年支援センターから対応状況を説明したい旨のメールを生徒A保護者に送信した。

(19) 令和7年7月15日(火)

生徒A保護者と代理人弁護士、前橋市教育委員会事務局教育支援課青少年支援センター所長と指導主事で面談を実施し、いじめ重大事態の疑いがある案件として取り扱うことを確認した。

第6 被害児童生徒保護者や関係生徒保護者への調査に関する説明状況

前橋市教育委員会事務局は、生徒A保護者と代理人弁護士に「この調査は事実を明らかにし、学校が再発防止を図ることを目的としており、決して、責任を追及するものではないこと」を伝え、調査を行い、調査結果をまとめることを確認した。

学校は、生徒B保護者、生徒C保護者、生徒D保護者、生徒E保護者、生徒F保護者に「この調査は事実を明らかにし、学校が再発防止を図ることを目的としており、決して、責任を追及するものではないこと」を伝え、調査を行い、調査結果をまとめることを確認した。

第7 再発防止

本調査結果を分析し、再発防止に向けた取り組みを推進していく。

(1) 本事案では、いじめに該当する案件が複数回あったにも関わらず、生徒が救援を求めることができない状況であったり、教職員がSOSに気づいたりすることができなかった。いじめアンケートについては、同じクラス内で実施していることから、関係生徒の目を気にして記入をためらう状況も考えられる。これらのことから適切に救援を求めるための体制やいじめアンケートの効果的な活用が十分には図れなかったことにより、早期対応ができなかったと考える。そこで、以下の再発防止策を講じる。

○友人同士のやり取りや関わり合いの中で、嫌な思いをした時点で、適切に救援を求められる環境や教職員との関係性を整えることで、いじめを早期に発見し、早期対応することで解決につなげたい。全生徒にSOSを出すことの大切さを指導するとともにSOSが出しやすい環境を作っていく。さらに全教職員がSOSを受け止められるよう研鑽を積み、生徒が出しているSOSをもれなく受け止められる力を身につけていけるよう研修を行う。

○毎月実施しているいじめアンケートでは、生徒が些細なことも書きやすく、関係する生徒の目を気にすることなく記入できるよう、アンケート内容の改善や児童生徒用タブレットを活用した実施、家庭に持ち帰っての実施などに取り組んでいく。

(2) 本事案では、教室だけでなく、部活動や放課後、児童生徒用タブレットを介したい

じめに該当する案件があったため、教職員全体でのいじめに対する取り組みの充実が必要であると考え。そこで、以下の再発防止策を講じる。

○学級や部活動など生徒の交友関係は多岐にわたるため、教職員でいじめの情報を共有し、見守りや指導体制を学校全体で整えることで、生徒が安心して過ごすことができる環境を整えていく。

(3) いじめ防止対策推進法に基づいた組織体制での対応が十分とは言えない状況があると考え。そこで、以下の再発防止策を講じる。

○学校いじめ防止基本方針の見直しを行うことにより、教職員だけでなく生徒主体のいじめ防止活動を推進することで、いじめの傍観者を減らし仲裁者を増やす活動に計画的に取り組むとともに、教職員がいじめを認知した際は、組織で対応することを徹底していく。